

(案)

2 個 保 審 第 7 号  
令和2年7月16日

福岡県知事 小川 洋 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会 長 小 林 登

福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の利用又は提供  
について（答申）

令和2年7月16日2市町村第1993号により諮問のあった下記の事務に関し  
本人確認情報の利用又は提供を行うことについては、適当なものと認めます。

記

- 1 本人確認情報を利用しようとする事務
  - (1) 福岡県私立高校生等奨学給付金（専攻科）の支給に関する事務
  - (2) 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の交付に関する事務
  - (3) 福岡県高校生等奨学給付金（専攻科）の支給に関する事務
  
- 2 教育委員会に本人確認情報を提供しようとする事務
  - (1) 福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務